

平成 29 年 1 月 26 日

お客さまへ

利根郡信用金庫

振り込め詐欺防止対策によるキャッシュカード振込機能の一部利用制限について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、振り込め詐欺による犯罪が多発しており、特に、キャッシュカードによる振込が不慣れなお客さまを電話にて A T M に誘導し、操作方法を指示することにより預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しております。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 緊急対応の内容

次のお客さまはキャッシュカードによる振込ができなくなります。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来どおりご利用頂けます。

(1) 対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまで、当金庫の A T M で過去 6 ヶ月間にキャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま

(2) 対応開始時期

平成 29 年 2 月 13 日より

2. 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申込みください。本人確認の上、振込を可能とさせていただきます。

ただし、再度、当金庫の A T M で過去 6 ヶ月間にキャッシュカードによる振込取引をされなかった場合は、ご利用ができなくなりますのでご注意ください。

以 上